農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

農水産業協同組合貯金保険法 (昭和四十八年法律第五十三号)

	水産業協同組合に係る資金決済の確保を図るため、農水産業協同組合が	第一条 この法律は、農水産業協同組合の貯金者等の保護及び経営困難農 第	(目的)	附則	第五章~第九章 (略)	第四章 貯金等債権の買取り (第七十条 第七十三条)	九条の四)	第三章の二 資金決済に関する債権者の保護 (第六十九条の二 第六十	第四節 資金援助 (第六十一条 第六十九条)	第三節 保険金等の支払 (第五十五条 第六十条の三)	第二節 保険料の納付 (第五十条 第五十四条)	第一節 保険関係 (第四十九条)	第三章 農水産業協同組合貯金保険	第一章・第二章 (略)	目次	改正案	
払と貯金等債権の買取りを行うほか、経営困難農水産業協同組合に関し	水産業協同組合が貯金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支	第一条の法律は、農水産業協同組合の貯金者等の保護を図るため、農	(目的)	附則	第五章~第九章 (略)	第四章(貯金等債権の買取り(第七十条)第七十三条)			第四節 資金援助 (第六十一条 第六十九条)	第三節 保険金等の支払 (第五十五条 第六十条の二)	第二節 保険料の納付 (第五十条 第五十四条)	第一節 保険関係 (第四十九条)	第三章 農水産業協同組合貯金保険	第一章・第二章 (略)	目次	現	

等の制度を確立し、 適切な資金援助、 管理人による管理及び金融危機に対応するための措置 もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。 とを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2~8 (略)

| 二第二項において準用する場合を含む。)及び第五十六条の二第一項の| | 該債務に第五十六条第一項から第三項まで (同項の規定を第五十六条のの貯金等に係る債務の他の農水産業協同組合による引受けであつて、当9 この法律において「付保貯金移転」とは、経営困難農水産業協同組合 9

10 (略)

下「信用事業譲渡等」という。)に伴うものを除く。)をいう。

対応する貯金等に係る債務を含むもの(信用事業の譲渡又は譲受け(以規定(以下「保険金計算規定」という。)により計算した保険金の額に

(権限)

、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。第十五条 次章から第五章まで、第七章及び第八章に規定するもののほか

一~五 (略)

(業務の範囲)

| 第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

| 〜 三 (略)

三の二 第六十九条の三の規定による資金の貸付け

(定義)

第二条 (略)

2~8 (略)

け(以下「信用事業譲渡等」という。)に伴うものを除く。)をいう。の額に対応する貯金等に係る債務を含むもの(信用事業の譲渡又は譲受該債務に第五十六条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の貯金等に係る債務の他の農水産業協同組合による引受けであつて、当この法律において「付保貯金移転」とは、経営困難農水産業協同組合

10 (略)

( 権 限)

第十五条 次章、第四章、第五章、第七章及び第八章に規定するものの

**一**〜五 (略)

ほか、次に掲げる事項は、

委員会の議決を経なければならない。

(業務の範囲)

| 第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

|〜三 (略)

## 四~七(略)

による資金の貸付け、第百十一条又は第百十二条において準用する第六十九条の三の規定

九・十 (略)

## (一般貯金等に係る保険料の額)

第五十一条 貯金等(決済用貯金(次条第一項に規定する決済用貯金をいまする。) における一般貯金等の額の合計額を平均した額に、機構が委員会の議局する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの間の属する年の前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの間の居する年の一般貯金等の額の合計額を平均した額に、機構が委員会の議決を経て定める率(以下「保険料率」という。) に係る保管五十一条 貯金等(決済用貯金(次条第一項に規定する決済用貯金をいませる。

3~5 (略)

## (決済用貯金に係る保険料の額)

四~七 (略)

八

第百十一条又は第百十二条の規定による資金の貸付け

九・十 (略)

### (保険料の額)

を除く。)をしないように定められなければならない。対し差別的取扱い(農水産業協同組合の経営の健全性に応じてするもの期的に機構の財政が均衡するように、かつ、特定の農水産業協同組合にの二第二号に掲げる業務を除く。)に要する費用の予想額に照らし、長保険料率は、保険金の支払、資金援助その他の機構の業務(第四十条

2

3~5 (略)

決を経て定める率を乗じて計算した金額とする。一日における決済用貯金の額の合計額を平均した額に、機構が委員会の議料の額は、各農水産業協同組合につき、当該保険料を納付すべき日の属料の額は、各農水産業協同組合につき、当該保険料を納付すべき日の属の合計額を平均した額に、機構が委員会の議の部分で定める貯金を除く。以下「決済用貯金」という。)に係る保険第五十一条の二 次に掲げる要件のすべてに該当する貯金(外貨貯金その

- | 令で定める取引に用いることができるものであること。| その契約又は取引慣行に基づき第六十九条の二第一項に規定する政

# 三 利息が付されていないものであること。

は、「係るものに限る。」と読み替えるものとする。する。この場合において、同条第二項中「係るものを除く。」とあるの2 前条第二項から第五項までの規定は、前項に規定する率について準用

# (一般貯金等に係る保険金の額等)

払金(支払対象一般貯金等に係るものに限る。以下この条において同じまれて、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合の各貯金者の保険金の額は、一の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者の金一般貯金等を除く。以下「支払対象一般貯金等」という。)に係第五十六条 一般貯金等(他人の名義をもつて有するものその他の政令で第五十六条 一般貯金等(他人の名義をもつて有するものその他の政令で

## (保険金の額等)

貯金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。)に限る もの (同条第三項の仮払金の支払又は第百十一条第一項の貸付けに係る を除く。以下この条、次条、第六十条及び第六十条の二において同じ。 を除く。以下この条、次条、第六十条及び第六十条の二において同じ。 を除く。以下この条、次条、第六十条及び第六十条の二において同じ。 を除く。以下この条、次条、第六十条及び第六十条の二において同じ。 を除く。以下この条、次条、第六十条及び第六十条の二において同じ。

場合には、その合計額)に相当する金額とする。

「以下同じ。)の額の合算額(その合算額が同一人について二以上あるでは、その発行により払込みを受けた金銭の額。以下同じ。)及び利息をものを含む。次項において同じ。)のうち元本の額(農林債券にあつたものを含む。次項において同じ。)のうち元本の額(農林債券にあつたものを含む。次項において同じ。)のうち元本の額(農林債券にあつるが、の支払又は第百十一条において準用する第六十九条の三第一項の貸

となつていないものに係る元本を先とする。ものと担保権の目的となつていないものがあるときは、担保権の目的一「支払対象」般貯金等に係る債権のうちに担保権の目的となつている

本を先とする。
が同一人について二以上あるときは、その弁済期の早いものに係る元二 支払対象一般貯金等に係る債権で担保権の目的となつていないもの

低いものに係る元本を先とする。 れに準ずるもので政令で定めるものをいう。次号において同じ。)のじものが同一人について二以上あるときは、その金利(利率その他こ三 前号の場合において、支払対象一般貯金等に係る債権で弁済期の同

を合計した場合の当該元本とする。
を合計した場合の当該元本とする。この場合において、元本の額が同一人に等した額を保険金の額とする。この場合において、元本の額が同一人に対応する元本に係る利息等の額を合計額)が政令で定める金額(以下「保険基準額」という。)を超えると前項の元本の額(その額が同一人について二以上あるときは、その合

2

いものに係る元本を先とする。の目的となつていないものがあるときは、担保権の目的となつていなー、貯金等に係る債権のうちに担保権の目的となつているものと担保権

。 いて二以上あるときは、その弁済期の早いものに係る元本を先とする| 貯金等に係る債権で担保権の目的となつていないものが同一人につ

る元本を先とする。 ので政令で定めるものをいう。次号において同じ。) の低いものに係人について二以上あるときは、その金利 (利率その他これに準ずるも三 前号の場合において、貯金等に係る債権で弁済期の同じものが同一

四 ものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る 元本を先とする 前号の場合において、支払対象一般貯金等に係る債権で金利の同じ

五 同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を 先とする。 支払対象一般貯金等に係る債権で担保権の目的となつているものが

3 する金額とする。 規定により機構に払い戻されるべき額を除く。)を控除した金額に相当 より当該仮払金の支払及び第百十一条において準用する第六十九条の三 定にかかわらず、これらの規定による金額につき政令で定めるところに におけるその者の支払対象一般貯金等に係る保険金の額は、 三第一項の貸付けに係る支払対象一般貯金等の払戻しを受けている場合 の支払を受けている場合又は第百十一条において準用する第六十九条の 保険事故に係る貯金者等が当該保険事故について前条第三項の仮払金 項の貸付けに係る支払対象一般貯金等の払戻しを受けた額 (次項の 前二項の規 3

4 (略)

(決済用貯金に係る保険金の額)

第五十六条の二 第一項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、同条第 合に対して有する支払対象決済用貯金に係る債権 金者につき、 令で定める決済用貯金を除く。 に係る保険金の額は、 その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組 決済用貯金 (他人の名義をもつて有するものその他の の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯 以下「支払対象決済用貯金」という。 (その者が第五十五条 政

> 兀 五 について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とす 前号の場合において、貯金等に係る債権で金利の同じものが同一人

て二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。 貯金等に係る債権で担保権の目的となつているものが同一人につい

した金額に相当する金額とする。 けた額 ( 次項の規定により機構に払い戻されるべき額を除く。 ) を控除 り当該仮払金の支払及び同条第一項の貸付けに係る貯金等の払戻しを受 にかかわらず、これらの規定による金額につき政令で定めるところによ 払戻しを受けている場合におけるその者の保険金の額は、 の支払を受けている場合又は第百十一条第一項の貸付けに係る貯金等の 保険事故に係る貯金者等が当該保険事故について前条第三項の仮払金 前二項の規定

4 8

ڸٞ る金額とする。 額 の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。 場合を含む。 三項の仮払金(支払対象決済用貯金に係るものに限る。 (その額が同 の支払又は第六十九条の三第 次項において同じ。 人について二以上あるときは、 )の貸付けに係る支払対象決済用貯金 ´\_ 項 (第百十一条において準用する その合計額)に相当す 次項において同 のうち元本の

を受けている場合又は第六十九条の三第一項の規定にかかわらず、当該規定」と読み 下、前条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とある で、前条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とある で、前条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とある のは、「第五十六条の二第一項の貸付けに係る支払対象決 替えるものとする。

(確定拠出年金に係る貯金等の特例)

号に掲げる金額を加えた金額とする。 号に掲げる金額を加えた金額とする。 号に掲げる金額を加えた金額とする。 号に掲げる金額がの発生した農水産業協同組合の貯金者等が第二十六条の三 一の保険事故が発生した農水産業協同組合の貯金者等が第五十六条の三 一の保険事故が発生した農水産業協同組合の貯金者等が

(確定拠出年金に係る貯金等の特例)

第五十六条の二 一の保険事故が発生した農水産業協同組合の貯金者等が第五十六条の二 一の保険事故が発生した農水産業協同組合の貯金者等が第五十六条の二 一の保険事故が発生した農水産業協同組合の貯金者等が

算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額の合計額 十三項に規定する個人別管理資産額をいう。) に相当する金額の部分 等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額(同法第二条第 資産管理機関等が当該農水産業協同組合に対して有する支払対象貯金 日(以下この項において「保険事故日」という。)において現に当該 この条において同じ。)のそれぞれにつき、当該保険事故が発生した 入者等 ( 同法第二条第七項第一号イに規定する加入者等をいう。以下 において同じ。)の運用に係るものについて、当該運用を指図した加 のを含む。 けに係る支払対象貯金等の払戻しにより現に有しないこととなつたも 九条の三第一 に有するものに限るものとし、 金等を有する貯金者等が第五十五条第一項の請求をした時において現 払対象決済用貯金をいう。 (確定拠出年金法第八条第一項に規定する積立金をいう。 ( 次項において「個人別管理資産額相当支払対象貯金等債権」 )を当該加入者等の支払対象貯金等に係る債権とみなして保険金計 当該資産管理機関等の支払対象貯金等 (支払対象一般貯金等又は支 以下この条において同じ。)のうち確定拠出年金の積立金 項(第百十一条において準用する場合を含む。 以下同じ。 同条第三項の仮払金の支払又は第六十 )に係る債権 (当該支払対象貯 以下この条 の貸付

それぞれ保険金の額とされる金額の合計額して有する支払対象貯金等に係る債権について保険金計算規定により二、保険事故日において現に当該加入者等が当該農水産業協同組合に対

立金の運用に係るもの以外のものについて保険金計算規定により保険合に対して有する支払対象貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積三(保険事故日において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組

を適用した場合に保険金の額とされる金額の合計額 当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立を適用した場合に保険金の額とされる金額の合計額 という。以下この条において同じ。)のそれぞれにつき、当該保険事故が発生した日(以下この項において「保険事故日」という。)において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当貯金等債権」という。)において現に当ま資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の額とされる金額の合計額 を適用した場合に保険金の額とされる金額の合計額 という。以下この当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立 当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立 という。以下この金(確定拠出年金法第八条第一項に規定する積立金をいう。以下この金(確定拠出年金法第八条第一項に規定する積立金をいう。以下この金(確定拠出年金法第八条第一項に規定する積立金をいう。以下この金(確定拠出年金の積立とは、2000年では、2000

| 定によりそれぞれ保険金の額とされる金額の合計額| して有する貯金等に係る債権について前条第一項から第三項までの規二| 保険事故日において現に当該加入者等が当該農水産業協同組合に対

用に係るもの以外のものについて前条第一項から第三項までの規定に合に対して有する貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金の運ニ 保険事故日において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組

## 金の額とされる金額

- 2 該元本とする。 険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当 ける保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、 前項第一号の規定により第五十六条第二項の規定を適用する場合にお 保
- 係る債権と当該資産管理機関等の支払対象貯金等に係る債権のうち当 該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象貯金等債権があるときは 当該加入者等の支払対象貯金等に係る債権の元本を先とする。 前項第一号の規定を適用する前の当該加入者等の支払対象貯金等に
- 機構が指定するものに係る元本を先とする 等の個人別管理資産額相当支払対象貯金等債権が二以上あるときは、 当該資産管理機関等の支払対象貯金等に係る債権のうち当該加入者

#### 3 (略)

4 並びに第五十六条の三第一項及び第二項」とする 及び第五十六条の 第一 項の場合における第二条第九項の規定の適用については、 第 項 とあるのは、 第五十六条の二第一項 同項中

## より保険金の額とされる金額

- 2 とする。 額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本 険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準 前項第一号の規定により前条第二項の規定を適用する場合における保
- 別管理資産額相当貯金等債権があるときは、当該加入者等の貯金等に と当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人 係る債権の元本を先とする。 前項第一号の規定を適用する前の当該加入者等の貯金等に係る債権
- 別管理資産額相当貯金等債権が二以上あるときは、 のに係る元本を先とする 当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人 機構が指定するも

#### (略)

3

4 」とする。 Ιţ 五十六条第一項から第三項まで並びに第五十六条の二第一項及び第二項 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用につい 当該規定中「第五十六条第一項から第三項まで」とあるのは、 第

債務を他の農水産業協同組合が引き受けるとき。 第一項の場合において、 第一項の場合において、 第五十五条第一項に規定する保険金の支払 経営困難農水産業協同組合の貯金等に係る 第 一条第九項

の請求があつたとき。

第六十条第一項

 $\equiv$ 部を他の農水産業協同組合に譲渡するとき。 第一項の場合において、 経営困難農水産業協同組合が信用事業の 第六十一条第二項第三

(削る。)

## (債権の取得等)

- が農水産業協同組合に対して有する支払対象貯金等に係る債権を取得すべき金額を除く。)に応じ、政令で定めるところにより、当該貯金者等は、その支払金額(第五十六条第四項の規定により機構に払い戻される3 機構は、貯金者等に対し第五十五条第三項の仮払金の支払をしたとき

る

## (債権の取得等)

二第一項及び第二項」とする。

に係る債権を取得する。ところにより、当該貯金者等が農水産業協同組合に対して有する貯金等三項までの規定により支払われるべき保険金の額に応じ、政令で定めるつたときは、当該請求に係る貯金者等に対して第五十六条第一項から第第六十条 機構は、第五十五条第一項に規定する保険金の支払の請求があ

- で定めるところにより、保険金の支払を保留することができる。機構が取得した部分に限る。)の額に相当する金額を限度として、政令消滅するまでの間、当該担保権の目的となつている貯金等に係る債権(の目的となつているものがあるときは、当該担保権に係る被担保債権が機構は、前項の規定により取得した貯金等に係る債権のうちに担保権
- が農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権を取得する。 べき金額を除く。)に応じ、政令で定めるところにより、当該貯金者等は、その支払金額(第五十六条第四項の規定により機構に払い戻される3 機構は、貯金者等に対し第五十五条第三項の仮払金の支払をしたとき

### (課税関係)

場が十条の二 貯金者等が有する。 一、 の所得税に関する法令の規定を適用する。 の所得税に関する法令の規定を適用する。 の所得税に関する法令の規定を適用する。 の所得税に関する法令の規定を適用する。 の所得税に関する法令の規定を適用する。 の所得税に関する法令の規定を適用する。 の所得税に関する法令の規定を適用する。 の所得税に関する法令の規定を適用する。 の所得税に関する法令の規定を適用する。 (昭和四十年法律第三十三号) その他 では、当該支払対象貯金等債権」という では、当該利息等の額に相当する金額は、当該支払対象貯金等債権」という では、当該利息等の額に相当する金額は、当該支払対象貯金等債権」という では、当該利息等の規定を適用する。

| 〜五 (略)

2 (略)

(決済用貯金に係る保険金の支払等のための措置)

定める措置を講じなければならない。の円滑の確保を図るため、電子情報処理組織の整備その他の主務省令で払対象決済用貯金に係る保険金の支払又は支払対象決済用貯金の払戻し第六十条の三(農水産業協同組合は、保険事故が発生した場合における支

| 一人| | 一

該措置を講ずるよう命ずることができる

(資金援助の申込み)

(課税関係)

一~五 (略)

2 (略)

(資金援助の申込み)

第六十一条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

Ξ る貯金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。) あつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応す あつては、経営困難農水産業協同組合の貯金等に係る債務の引受けで 農水産業協同組合に譲渡するもの(信用事業の一部を譲渡するものに 信用事業譲渡等で経営困難農水産業協同組合がその信用事業を他の

四 (略)

3 6 (略)

第三章の二 資金決済に関する債権者の保護

(決済債務の保護)

第六十九条の二 る債権と、 貯金に係る債務と、 務省令で定めるものに限る。以下「決済債務」という。)であつて、 融業を営む者で政令で定める者以外の者の委託に起因するものその他主 る取引として政令で定める取引に関し農水産業協同組合が負担する債務 (以下「特定決済債務」という。) については、これを支払対象決済用 (外国通貨で支払が行われるものを除き、 支払対象決済用貯金の払戻しを行う場合に消滅するもの以外のもの 特定決済債務に係る債権者を貯金者と、特定決済債務の額を 為替取引その他の農水産業協同組合が行う資金決済に係 特定決済債務に係る債権を支払対象決済用貯金に係 農水産業協同組合その他の金 か

第六十一条 (略)

2 (略)

一・二 (略) あつて当該債務に第五十六条第 した保険金の額に対応する貯金等に係る債務を含むものが伴うものに あつては、経営困難農水産業協同組合の貯金等に係る債務の引受けで 農水産業協同組合に譲渡するもの(信用事業の一部を譲渡するものに 信用事業譲渡等で経営困難農水産業協同組合がその信用事業を他の 一項から第三項までの規定により計算

限る。)

四 (略)

3 6 (略)

除く。 対象決済用貯金」とあるのは「特定決済債務」とする。 貯金等」とあるのは「 の額」と、同条第二項中「その有する支払対象決済用貯金」とあるのは は「特定決済債務に係る保険金」と、 金(他人の名義をもつて有するものその他の政令で定める決済用貯金を 貯金を除く。 次に掲げる要件のすべてに該当する貯金(外貨貯金その他政令で定める を除く。 及び第七十三条の規定並びに第百十一条の規定及び当該規定に係る罰則 の払戻しとそれぞれみなして、 「その有する特定決済債務に係る債権」と、第五十七条の二第四項中「 支払対象決済用貯金の額と、特定決済債務の弁済を支払対象決済用貯金 特定決済債務に係る保険料」と、 以下「支払対象決済用貯金」という。)に係る保険金」とあるの を適用する。 以下「決済用貯金」という。) に係る保険料」とあるのは 特定決済債務」と、 この場合において、 この法律の規定(第六十条の二、 第五十六条の二第 「のうち元本の額」とあるのは「 第六十条の三第一 第五十一条の一 項中「 |第一項中「 項中「支払 決済用貯 こ の 章

(決済債務の弁済のための資金の貸付け)

を受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経務につき行うものに限る。)のために必要とする資金の貸付けの申込みの二第一項及び同条第二項において準用する第五十六条第三項の規定に第六十九条の三 機構は、次に掲げる者から決済債務の弁済(第五十六条

ができる。

達するまでを限り、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすること
準用する第五十六条第三項の規定により計算した保険金の額の合計額に
て、当該決済債務に係る第五十六条の二第一項及び同条第二項において

- た農水産業協同組合 第八十三条第一項又は第二項の規定により管理を命ずる処分を受け
- 協同組合規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた経営困難農水産業規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた経営困難農水産業工、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第六十四条第一項の
- | 命ずる処分を受けた経営困難農水産業協同組合 | 四 | 民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管理を
- 係る」と読み替えるものとする。 を当事者とする合併等又は信用事業再建措置に係る」とあるのは、「に で、同条第六項の規定は前項の規定により貸付けを行う旨の決定をした ときについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「 ときについて、同条第五項の規定は前項の規定による決定をしたときについ について、同条第四項の規定は前項の規定による決定をしようとするとき
- みなす。 権者との関係においては、当該各号に定める決定より前にされたものと 該農水産業協同組合に係る破産手続又は再生手続における機構以外の債3 第一項の規定により次の各号に掲げる者に対してされた貸付けは、当
- 第一項第二号に掲げる者 当該破産宣告

- 用については、農水産業協同組合とみなす。 第一項第二号に掲げる者は、同項の貸付けに係るこの法律の規定の適

(決済債務に係る破産法等の特例)

第六十九条の四 権者は、 ಭ 当該決済債務に係る債権を有し、かつ、当該農水産業協同組合に対して 産業協同組合に係る前条第一項(第百十一条において準用する場合を含 支払の停止等 (支払の停止又は破産若しくは再生手続開始の申立てをい おいて、 該農水産業協同組合に係る保険事故が発生する前に締結している場合に ることによりその全部又は一部を消滅させることを内容とする契約を当 取得し、又は当該他の決済債務を引き受けた者を含む。) をいう。以下 他の農水産業協同組合その他の金融機関から当該決済債務に係る債権を 他の決済債務を負担する他の農水産業協同組合その他の金融機関(当該 この項において同じ。 その有する債権に係る当該農水産業協同組合が負担する次の各号に掲 以下この項において同じ。)より後に生じたときであつて当該農水 )の規定による貸付けを行う旨の決定があつたときは、当該決済債 当該契約の対象となる決済債務が当該農水産業協同組合に係る 破産法第百四条及び民事再生法第九十三条の規定にかかわらず 決済債務を負担する農水産業協同組合及び決済債権者 が、 相互に負担する決済債務を継続的に相殺す

ができる。
「ける決済債務をその負担する当該各号に定める決済債務と相殺すること

た当該農水産業協同組合に対して負担する決済債務 生じた原因に基づくものを除く。)又は当該破産宣告等より後に生じ 産業協同組合に対して負担する決済債務 (当該支払の停止等より前に ごの号において「破産宣告等」という。)までの間に生じた当該農水 当該支払の停止等より前に生じた決済債務 当該支払の停止等から

に対して負担する決済債務 | 当該支払の停止等より後に生じた決済債務 | 当該農水産業協同組合

が締結している委任契約については、適用しない。
2 民法第六百五十三条の規定は、決済債務に係る当該農水産業協同組合

(管理人の選任等)

2~4 (略)第八十五条 (略)

あるのは「都道府県知事の承認を得て、」と、同法第七十一条第一項中書中「裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は」との管理に係る農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものである場合の管理に係る農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものである場合の管理に係る農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものである場合にあつては、主務大臣。以下同じ。)」と、同法第七十条第一項ただしの管理に係る農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものである場合の管理に係る農水産業協同組合について、民法第四十四条第一項の規定は被管理農水産業規定は管理人について、民法第四十四条第一項、第七十条及び第七十一条の民事再生法第六十条、第六十一条第一項、第七十条及び第七十一条の

(管理人の選任等)

2~4 (略)

第八十五条

(略)

れ単独にその職務を行い、又は」とあるのは「都道府県知事の承認を得る。この場合において、民事再生法第六十一条第一項中「裁判所の許可を得て、それぞのより」と、同法第七十条第一項ただし書中「裁判所の許可を得て、それぞれ事」項の規定は被管理農水産業協同組合について、それぞれ準用すい。第一項、第七十条及び第七十一条の規定は管理人について、それぞれ準用する。 民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) 第六十条、第六十一条

「理事其他ノ代理人」とあるのは「管理人」と読み替えるものとする。許可」とあるのは「都道府県知事の承認」と、民法第四十四条第一項中「管財人代理」とあるのは「管理人代理」と、同条第二項中「裁判所の

# (貯金等の払戻しのための資金の貸付け)

管理人」と読み替えるものとする。承認」と、民法第四十四条第一項中「理事其他ノ代理人」とあるのは「代理」と、同条第二項中「裁判所の許可」とあるのは「都道府県知事のて、」と、同法第七十一条第一項中「管財人代理」とあるのは「管理人

# ( 貯金等の払戻しのための資金の貸付け)

- 再生手続又は破産手続における機構以外の債権者との関係においては、た第一項の規定による貸付けは、当該経営困難農水産業協同組合に係る再生手続開始の決定を受けた経営困難農水産業協同組合に対してされ

3

6 第百十七条 (略) 2 5 第百十二条 のとする。 までを限り」とあるのは、「その必要の限度において」と読み替えるも る第五十六条第三項の規定により計算した保険金の額の合計額に達する 該決済債務に係る第五十六条の二第 申込みを受けた場合について準用する。この場合において、同項中「当 その他の資産の価値の減少を防止するために必要とする資金の貸付けの 再生手続開始の申立てがあつた後に限る。) からその保有する貸付債権 条第一項各号に掲げる者 (同項第一号に掲げる者にあつては、 (立入検査) (資産価値の減少防止のための資金の貸付け) ぜられていること。 (略) 第五十七条の二第四項及び第六十条の三第一項に規定する措置が講 (略) (略) 第六十九条の三 (第三項及び第四項を除く。 一項及び同条第二項において準用す ) の規定は、 破産又は 同 2 6 第百十七条 (略) 第百十二条 4 2 5 当該再生手続開始の決定より前にされたものとみなす。 ついて準用する。 できる。 において、 て、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、その必要の限度 を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合におい つた後に限る。 ) からその保有する貸付債権その他の資産の価値の減少 る費用とみなす。 六十五条第二項の適用については、同項の資金援助に要すると見込まれ (立入検査) (資産価値の減少防止のための資金の貸付け) 号に掲げる農水産業協同組合にあつては、 第六十五条第四項から第六項までの規定は、 第 (略) 一項の決定に基づく資金の貸付けに要すると見込まれる費用は、 第五十七条の二第四項に規定する措置が講ぜられていること。 (略) (略) 当該申込みに係る資金の貸付けを行う旨の決定をすることが 機構は、 前条第一項各号に掲げる農水産業協同組合(同項第 再生手続開始の申立てがあ 前項の規定による決定に

第

2 7 第百三十二条 第百二十九条 五 四 三 Ξ 機構の役員は、 び第百十二条において準用する場合を含む。)の規定による決定をした 条第一項、 する場合を含む。) の規定による主務大臣の認可を受けないで第六十五 百十一条及び第百十二条において準用する場合を含む。 項 第六十五条第四項 (第六十九条第四項及び第六十九条の三第二項 (第 条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 る場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第七十七条第三 び第六十九条の三第二項(第百十一条及び第百十二条において準用す て準用する場合を含む。)、第六十五条第五項(第六十九条第四項及 (略) 第六十条の三第二 第五十八条第四項 (第五十九条第五項及び第七十二条第五項におい (略) (略) (略) 略) 略) (略) 第七十九条第二項、 第六十九条第一項又は第六十九条の三第 (略) 五十万円以下の罰金に処する 8) |項の規定による命令に違反したとき。 第百一条第二項、第百三条第二項又は第百六 項 )において準用 (第百十一条及 第百三十二条 2 第百二十九条 7 四三二 Ξ 円以下の罰金に処する。 項又は第百十二条第一項の規定による決定をした機構の役員は、 可を受けないで第六十五条第一項、第六十九条第一項、 二条第二項において準用する場合を含む。 。)、第七十七条第三項、第七十九条第二項、 第六十五条第四項(第六十九条第四項、 て準用する場合を含む。)、第六十五条第五項(第六十九条第四項、 報告をしたとき。 三条第二項又は第百六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の 第百十一条第二項及び第百十二条第二項において準用する場合を含む 第五十八条第四項(第五十九条第五項及び第七十二条第五項におい (略) 略) (略) (略) (略) 略) (略) (略) 略) )の規定による主務大臣の認 第百十一条第二項及び第百十 第百一条第二項、 第百十一条第一 五十万 第百

2~5 (略)	2~5 (略)
第百三十三条  次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為を	第百三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為を
した機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。	した機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。
この法律により主務大臣の認可(第六十五条第四項(第六十九条第	一(この法律により主務大臣の認可(第六十五条第四項の規定によるも)
四項及び第六十九条の三第二項(第百十一条及び第百十二条において	のを除く。)又は承認を受けなければならない場合において、その認
準用する場合を含む。) において準用する場合を含む。) の規定によ	可又は承認を受けなかつたとき。
るものを除く。)又は承認を受けなければならない場合において、そ	
の認可又は承認を受けなかつたとき。	
二~八(略)	二个八 (略)
附則	附則
(決済用貯金に関する特例)	
第六条の三の二 特定貯金(附則第六条の二第一項第一号に規定する特定	
貯金をいう。)であつて決済用貯金に該当しないものについては、平成	
十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間、決済用貯金とみ	
なす。この場合における第五十六条の二第一項の規定の適用については	
、同項中「元本の額(その額」とあるのは、「元本の額及び利息等の額	
の合算額(その合算額」とする。	

農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)

限度額及び弁済等をする期間を定めなければならない。この場合においりを行う貯金等の種別、弁済又は払戻し(以下「弁済等」という。)の支払対象貯金等の払戻しを許可することができる。	、再生責務者等の申立てこより、農水産業務司組合庁金呆倹去割六十九るときは、民事再生法第八十五条第一項の規定にかかわらず、裁判所は業協同組合貯金保険法第六十九条の三第一項(同法第百十一条において第二十八条 再生手続開始の決定があった農水産業協同組合に対し農水産(決済債務の弁済等の許可)	別別   別別   別別   別別   別別   別別   別別   別	改正案
いては、当該期間の末日は、再生債権届出期間の末日より前の日でなけの限度額及び払戻しをする期間を定めなければならない。この場合にお2 裁判所は、前項の許可と同時に、払戻しを行う貯金等の種別、払戻し保予資金 ・	保険法第百十一条第一頁の守金等の払戻しを作可することができる。 らず、裁判所は、再生債務者等の申立てにより、農水産業協同組合貯金 業協同組合貯金保険法第百十一条第一項の規定による資金の貸付けを行業協同組合貯金保険法第百十一条第一項の規定による資金の貸付けを行第二十八条 再生手続開始の決定があった農水産業協同組合に対し農水産(貯金等の払戻しの許可)	別別   日次   日次   日次   日次   日次   日次   日次	現

意見を聴かなければならない。
3 裁判所は、前頁の見官こよる官のをすることは、あらかごめ、幾萬の -
めた債権届出の期間の末日より前の日でなければならないものとする。
ければならない。この場合においては、当該期間の末日は、
しを行う貯金等の種別、弁済等の限度額及び弁済等をする期間を定めな
2 裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う決済債務の種類又は払戻
戻しを許可することができる。
する決済債務の弁済又は同法第百十一条に規定する支払対象貯金等の払
立てにより、農水産業協同組合貯金保険法第六十九条の三第一項に規定
きは、破産法第十六条の規定にかかわらず、裁判所は、破産管財人の申
する場合を含む。)の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があると
同組合貯金保険法第六十九条の三第一項(同法第百十一条において準用
第四十六条の二(破産の宣告を受けた農水産業協同組合に対し農水産業協
(決済債務の弁済等の許可)
3 (略)
ばならないものとする。
ては、当該期間の末日は、再生債権届出期間の末日より前の日でなけれ
ずして、おりなり、おりなり、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、